

市民参画条例（仮称）策定に関する提言書

平成 14 年 10 月 28 日

市民参画条例（仮称）策定審議会
会長 中野新治

目 次

	ページ
<はじめに>	1
1. 審議の経緯	3
2. 条例の名称、考え方、体系	6
(1) 条例の名称	
(2) 条例の考え方	
(3) 条例の体系	
3. 条例項目	8
<共通項目>	8
(1) 前文	
(2) 基本理念	
(3) 目的	
(4) 言葉の定義	
(5) 市民の責務	
(6) 市の責務	
(7) 市民活動団体の責務	
(8) 事業者の責務	
<市民と行政のパートナーシップ>	16
(9) 参画できる対象施策	
(10) 審議会の公募等	
(11) 情報の提供・共有	
(12) 広聴	
(13) 市政への参画と協働	
<市民と市民のパートナーシップ>	21
(14) 市民活動促進の環境整備	
<実効性の確保>	22
(15) 報告	
(16) チェック機関	
(17) 条例の見直し	
4. 議会との関係	25
5. 実効性を確保するために	26
(1) 条例の表現について	
(2) 条例の広報について	
(3) 施策について	
<おわりに>	27
資料1 市民参画条例(仮称)策定スケジュール	28
資料2 市民参画条例(仮称)策定における審議の流れ	29
資料3 市民参画条例(仮称)策定審議会委員	30

<はじめに>

私たち下関市民は、「海峡の恵み」と「歴史の心」に育まれた「明日への希望に燃えているまち下関」をこよなく愛しています。先人の努力の賜物であるこのまちを、「快適環境都市・しものせき」として築き上げ、未来の世代に引き継いでいきたいと願っています。

世の中の大きな流れの中で、私たちは今、市民生活に密接に関わりをもつ分野において様々な問題に直面しています。例えば、医療・保健・福祉・教育など、子どもから高齢者に至るまで様々な問題を抱えています。また、地域の安全・災害対策・環境保全・コミュニティづくりなど、住みよい環境づくりの問題があります。さらには、人権・男女共同参画・文化・スポーツなど、人々の生き方に関わる問題もあります。

また、人々の要求が多様化・個性化している今日、このような問題を、「誰かが解決してくれるだろう」といった他人まかせな気持ちでは、解決することが難しくなってきました。問題の一つ一つを自らの問題として受けとめ、市民一人一人が「社会のために何ができるか」と問い直し、自らの責任と役割分担を明らかにしながら、問題解決に取り組んでいくことが大切になっています。

下関市は、従来から「市政の主人公は市民である」という基本理念を掲げてきました。各種の審議会や運営委員会を設置するとともに、市長自ら膝を交えて話し合いの場をもつなど、広く市民の意見を求める努力を続けています。さらに、下関市第四次総合計画において『市民参画』を重要な施策として位置付け、市民と行政が手を携えるパートナーシップの関係を築き「まちづくり」を進めていくことを表明しています。

幸いなことに、下関市においては、NPOやボランティア活動、地域のコミュニティ活動などの市民活動を通して、「何かをしなければならない」という社会的使命感をもった活動が少なからず展開されています。このような現

状を踏まえ、市民と行政、市民と市民が対等の関係において、それぞれの叡智を集め実践力を繋ぎあい、「協働」する『市民参画』という新しいシステムを築き、未来に光り輝く下関のまちづくりに寄与することを願い、本条例が策定されることを提案します。

1. 審議の経緯

私たちの審議会は、この条例を策定するにあたり、そのあり方や具体的な内容について、市民自身の立場にたって検討し、より理解しやすく、より使いやすく、より実効性がある条例とするため、本年2月8日に設置され、本日の提言に至るまで、合計11回の審議を重ねてきました。

第1回の審議では、市から、委員会設置の考え方、市民参画に対する現在の取り組みの状況及び条例検討の参考となる4つの柱「市民活動の促進」「既存施策の整理」「情報公開」及び「審議会の公募努力規定」が示され、これらについて質疑、意見交換を行いました。

第2回の審議では、『市民参画』という概念への委員自身の理解を深めるとともに、より幅広い市民に条例策定の動きを知っていただくため、NPOふくおか副理事長 安立清史氏(九州大学 大学院人間環境学研究院 助教授)を講師に招き、市民センターで講演会(演題:『市民参画と市民活動』)を開催いたしました。この中で講師は、市民の行政へのかかわり方の進展を「参加」「参画」「参決」の3段階で説明され、以降の私たちの審議に大変参考となりました。

第3回、第4回の審議では、これまでの市の説明、他都市の資料や前回の講演会での学習などをもとに、審議会として、市民と行政の関係をめぐる下関市の現状と課題について分析、整理するとともに、その解決の方向について検討しました。

その結果、下関市の現状は、「基本的には、施策を行う行政側、要望や告発を行う市民側ともに一方向的な関係になりがちであるが、一方でNPOやボランティアなど市民活動の新たな動きや、ワークショップや審議会における公募の活発化などパートナーシップ確立のめばえが見られる。課題としては、このめばえをより確実なものとするために市民参画型行政への道筋が必要である。」という認識に至りました。その解決の方向としては、「パートナース

ップ（協働）の確立に向かって＜市民と行政のパートナーシップ＝市民の市政への参画の促進＞と＜市民と市民のパートナーシップ＝市民のまちづくりへの参画の促進＞の2つの手法を、条例の柱にすること。」に分析、整理しました。（資料2「市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ」参照）

第5回～第7回の審議では、上述の「2つの手法」を柱として、「条例骨子（案）」をまとめました。

骨子（案）は、条例の名称、策定の背景、目的、基本理念、言葉の定義、市民と行政のパートナーシップ（情報の提供・共有、施策のプロセスへの参加）、市民と市民のパートナーシップ（市民活動支援、関係・役割分担）、実効性の確保（チェック機関の設置）、条例の表現、条例の広報及び議会との関係の項目にまとめました。

なお、「条例骨子（案）」としては、条例の名称や、市民が参画できる施策など複数の意見が出されたものについてはそのまま併記しました。

第8回の審議は、前回まとめた「条例骨子（案）」についてより幅広く市民から意見を聴くため、ワークショップ形式の市民フォーラムを8月31日、梅光学院大学において開催しました。

当日は、台風という悪天候にもかかわらず約120名（うち参加団体24）もの参加があり、4時間におよぶ熱心な意見交換をしました。

この市民フォーラムでは、「本当に実現可能なのか」「もっと議論すべきでは」「条例策定の動きを知らなかった」など辛口の意見もありましたが、グループ発表やアンケート結果の満足度が高かったことなどから、私たちが提案した骨子は、概ね参加者の考え方と一致しているとの感触を得ました。

第9回～第10回の審議では、ワークショップでの意見を踏まえ、条例を分かりやすく把握するための構造化を行うとともに、提言項目の追加や統合を行い、条例構造と提言条文項目との対応関係を整理しました。

条例の構造としては、（1）策定の背景、（2）基本理念等、（3）基本指針・具体的項目、（4）その他の4つの層に区分するとともに、提言条文項目とし

では、4つの<共通項目>、<市民と行政のパートナーシップ>関連5項目、<市民と市民のパートナーシップ>関連5項目、<実効性の確保>関連3項目の全17項目としました。

第11回の審議では、条例の名称、提言条文17項目とその考え方、議会との関係や実効性確保のための方策について検討を行い、提言書にまとめました。

2. 条例の名称、考え方、体系

(1) 条例の名称

この条例は、市民と行政、市民と市民がともに手を携え新しい関係＝協働の関係を築き、市民が市政の各段階に自律的に参画し、快適環境都市下関を創造することを目指すものです。

このため、『**下関市市民協働参画条例**』を条例の名称として提案いたします。

また、より市民に親しみやすい条例とするために、市民によって条例に愛称がつけられることを提案します。

審議会の案としては、「“あなたの声が活きる”条例」「市民がつくるまちづくり条例」などがありますが、公募を行うことにより、市民参画による条例づくりということが印象づけられるとともに、条例の大きな宣伝になるものと考えます。

(2) 条例の考え方

現在の市民と行政の関係は、それぞれ一方向的であると称しても過言ではありません。このままでは、行政は市民ニーズの多様化や複雑化に対応できなくなり、また、市民側も行政にまかせすぎであり、発言や行動が不足しているのが現状です。行政の施策の中には、市民の力なしでは対応できないものも増えてきており、地域社会が崩壊すると言われている中、福祉や教育など、様々な分野で市民活動が大きなウェイトを占めるようになってきています。

また、行政のみでは達成し得ないような公共の利益を達成するために、NPO活動やボランティア活動等の働きはその重要性を増しています。

行政は既に種々の施策を用いて、市民参画を行おうと模索していますが、まだまだ不十分です。

そこで、市民と市民また市民と行政とが協働で諸問題に取り組むことができる市民参画型社会を実現するために、条例を制定することが必要です。

(3) 条例の体系

市民参画条例（仮称）の体系

提言条文項目

策定の背景

今までは市民と行政の関係が一方向的 市民活動の新たな動きとパートナーシップ型行政のめばえ 市民参画型行政への道筋と市民参画の仕組みづくり	→	現状・課題 : 社会的背景、ニーズや課題の多様化・個別化、地方分権 経緯 : 市民活動団体の活性化、市民参画の促進 解決の方向と位置付け : 市民が主体のまちづくり、2つのパートナーシップ	1
--	---	--	---

基本理念等

目的 3 市民が主体となる新しい社会システムづくり 「快適環境都市・しものせき」の創造	基本理念 2 市民と行政・市民と市民のパートナーシップの確立 協働関係を構築する 市民意識の醸成 市民活動の促進 情報の提供と共有	言葉の定義 4 市民活動 市民活動団体 協働 パートナーシップ 市民参画	関係・責務 関係: 対等、相互協力、相互補完 2 市民: 市民活動・行政への参加・理解 5 行政: 情報・資金・場所・機会の提供 6 団体: 公益提供、情報公開 7 事業者: 支援、理解 8
--	---	--	---

基本方針

市民と行政のパートナーシップ	市民と市民のパートナーシップ			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> 情報の提供・共有 ・ 施策決定プロセスにおける情報提供と共有 11 ・ 個人情報の保護 ・ 市民ニーズの情報収集 市民の責任ある発言とその受け入れ 12 </td> <td style="width: 50%;"> 施策のプロセスへの参加 施策や事業の計画・立案・実施・評価などの段階への参加 13 審議会は公募した委員を含むこと。 10 市民が参画できる施策は、子どもから高齢者に関わる問題、住みよい環境づくりの問題、人々の生き方に関わる問題など市民生活に密接に関わる施策とすること 9 </td> </tr> </table>	情報の提供・共有 ・ 施策決定プロセスにおける情報提供と共有 11 ・ 個人情報の保護 ・ 市民ニーズの情報収集 市民の責任ある発言とその受け入れ 12	施策のプロセスへの参加 施策や事業の計画・立案・実施・評価などの段階への参加 13 審議会は公募した委員を含むこと。 10 市民が参画できる施策は、子どもから高齢者に関わる問題、住みよい環境づくりの問題、人々の生き方に関わる問題など市民生活に密接に関わる施策とすること 9	<table border="1"> <tr> <td style="width: 100%;"> 市民活動促進の環境整備 14 行政が提供しがたい公益（社会的使命やミッション）を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動を促進する様々な環境整備を行う必要がある。 （学習機会提供、人材育成、ファンド、税制優遇措置、公共的空間活用支援、機関紙の発行、市民活動支援組織（中間支援組織等）の創設支援、窓口設置、助成制度など） </td> </tr> </table>	市民活動促進の環境整備 14 行政が提供しがたい公益（社会的使命やミッション）を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動を促進する様々な環境整備を行う必要がある。 （学習機会提供、人材育成、ファンド、税制優遇措置、公共的空間活用支援、機関紙の発行、市民活動支援組織（中間支援組織等）の創設支援、窓口設置、助成制度など）
情報の提供・共有 ・ 施策決定プロセスにおける情報提供と共有 11 ・ 個人情報の保護 ・ 市民ニーズの情報収集 市民の責任ある発言とその受け入れ 12	施策のプロセスへの参加 施策や事業の計画・立案・実施・評価などの段階への参加 13 審議会は公募した委員を含むこと。 10 市民が参画できる施策は、子どもから高齢者に関わる問題、住みよい環境づくりの問題、人々の生き方に関わる問題など市民生活に密接に関わる施策とすること 9			
市民活動促進の環境整備 14 行政が提供しがたい公益（社会的使命やミッション）を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動を促進する様々な環境整備を行う必要がある。 （学習機会提供、人材育成、ファンド、税制優遇措置、公共的空間活用支援、機関紙の発行、市民活動支援組織（中間支援組織等）の創設支援、窓口設置、助成制度など）				

具体的項目

実効性の確保		
報告 15 年次白書やレポートの作成	チェック機関の設置 16 市民参画進展度チェック、支援の公平度チェック、調査	条例の見直し 17 時代に適合するように条例を見直す

その他

議会との関係	条例の表現	条例の広報
--------	-------	-------

共通項目	
1	前文
2	基本理念
3	目的
4	言葉の定義
5	市民の責務
6	市の責務
7	市民活動団体の責務
8	事業者の責務
市民と行政のパートナーシップ	
9	参画できる対象施策
10	審議会の公募等
11	情報提供・共有
12	広聴
13	市政への参画・協働
市民と市民のパートナーシップ	
14	市民活動促進の環境整備
実効性の確保	
15	報告
16	チェック機関
17	条例の見直し

3. 条例項目

< 共通項目 >

1

前文

多くの市民にとって、わかりやすくまた親しみやすい条例とするため前文を設けること。

前文では、この条例がどのような背景から生まれたのか、また、この条例がどのような手法でどのようなまちづくりを目指すのか、何が足りないか、どのように達成するのかをわかりやすく記載することが必要です。

そのため、本提言書の<はじめに>を、前文の参考として下さい。

次の5項目を基本理念の中に盛り込むこと。

市民と行政・市民と市民のパートナーシップの確立
協働関係の構築
市民意識の醸成
市民活動の促進
情報の提供と共有

市民と行政・市民と市民のパートナーシップの確立

この条例では、市民と行政、市民と市民がお互いに良きパートナーとして、手に手を取り合って、下関の未来のために協力していくことを目指します。

協働関係の構築

共通の目的を達成するために、立場の違いをお互いにみとめながら、役割を分担して、下関のまちづくりを進めていきます。

市民意識の醸成

行政ばかりではなく、市民の意識の改革も必要です。

市民活動の促進

市民活動団体の自律性に配慮しつつ、行政は市民活動が活発化するように支援を行うことが必要です。

情報の提供と共有

市民と行政はお互いに情報を提供しあうことで情報を共有することが必要です。

次の2項目を目的の中に盛り込むこと。
市民が主体となる新しい社会システムづくり
「快適環境都市・しものせき」の創造

市民が主体となる新しい社会システムづくり

市民から負託を受けて行政がまちづくりを進めるのではなく、市民と行政がパートナーシップの関係でまちづくりを進めることができるようなシステムづくりを目指します。

「快適環境都市・しものせき」の創造

第四次下関市総合計画の中の「～海峡の恵と歴史の心を翼に～ひかりかがやく快適環境都市・しものせき」の創造を目的とします。

条例中で使用する言葉のうち、次のものは明確かつ平易に理解できるように定義すること。

市民活動

市民活動団体

協働

パートナーシップ

市民参画

人によって解釈が異なりやすい言葉については次のように定義すること。

市民活動

宗教・政治・営利を目的とせず、公益の増進を目的とし、市民が主体となって行う自主的な活動。

市民活動団体

宗教・政治・営利を目的とせず、公益の増進を目的とし、市民が主体となって行う自主的な活動を行う団体。

協働

共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識しながら、協力しあい行動すること。

パートナーシップ

協働を実現するための友好的な協力関係。

市民参画

市民が行政の施策や事業の計画・立案・実施・評価の各段階に加わること。市民と市民がお互いに手を取り合ってまちづくりを行うこと。

市民は、参画型社会の実現に寄与するため、可能な限り行政への参画に努めるとともに、市民活動に対する理解を深め、その自律的活動に協力・参加するよう努めること。

市民は、市民参画型のよりよい社会の実現に寄与するため、自らが施策や事業の計画・立案・実施・評価の各段階において参加していくことの意義を理解し、行政に対して可能な限り積極的に責任をもった発言・提案・参画を行うことが必要です。

また、市民活動が活発化することの意義を理解し、市民はみずから市民活動に対して可能な限り積極的に参加・協力することが必要です。

基本理念に基づき、施策面での市民参画を積極的に推し進めると同時に、市民活動に対する理解を深め、その自律的な活動に協力・支援するよう努めること。

行政は、施策や事業の計画・立案・実施・評価の各段階において、市民の声が反映されるような措置をとる必要があります。

また、市民参画社会構築への原動力となりうる市民活動に対し理解を深め、広く市民活動が活発化するよう、市民活動の自律性を損なわない範囲で支援を行うよう努めることが必要です。

市民活動を行う者は、地域の公益性を高めるために行政と協働を行うとともに、その社会的責任を自覚し、行政や市民の市民活動に対する理解を深めるよう努めること。

市民活動団体は自らの活動が公益性を有することを自覚するとともに、自らの活動の公益性が高まるよう努力し、参画社会の構築に向って、行政や市民や他の活動団体が自らの市民活動に対して理解を深め、積極的に参加することを促すよう努めることが必要です。

さらには諸活動において可能な限り協働を進めると同時に、行政に対しても協働参画を推進するよう努めることが必要です。

事業者は、市民参画行政や市民活動に対する理解を深め、市民および行政との協働を進めること。

事業者は、市民活動に対し理解を深め、従業員が市民活動に参加することを促すように努めるとともに、自らの事業活動においても、必要とされる場合には市民および行政との協働を進めることが必要です。

< 市民と行政のパートナーシップ >

9

参画できる対象施策

市民が参画できる施策は、子どもから高齢者に関わる問題、住みよい環境づくりの問題、人々の生き方に関わる問題など、市民生活に密接に関わる施策とすること。

原則として市民生活に関わるすべての施策に、市民が参画できるようにすることが必要です。

例えば、医療・保健・福祉・教育など、子どもから高齢者に関わる問題。地域の安全・災害対策・環境保全・コミュニティづくりなど、住みよい環境づくりの問題。人権・男女共同参画・文化・スポーツなど、人々の生き方に関わる問題などです。

原則として審議会は公募した委員を含むこと。

原則として審議会には公募委員を含むことが必要です。

また、より幅広い市民の意見を反映するという観点から、審議会委員の構成については次のことに配慮する必要があります。

- ・ 男女比
- ・ 世代構成
- ・ 同じ顔触れや偏りの回避

市民参画推進のために、施策や事業の計画・立案・実施・評価などの各段階における行政情報の提供に努め、市民からの情報提供を受けて市民や市民活動団体と情報を共有すること。

市民参画の基本は市民と行政の双方向の情報提供による情報の共有であると考えます。従って施策や事業を実施する場合には、計画・立案・実施・評価の各段階において、行政と市民がお互いに情報を提供しあって、情報の共有化がもれなく行われるよう配慮される必要があります。

しかしながら、情報の提供にあたっては個人情報の保護について十分な配慮をすることが必要です。

市民が自発的に提出した意見を受け入れ、総合的かつ多面的に検討しなければならないこと。

現在も市長への手紙やふれあいティータイムなどを行っていますが十分ではないと考えられます。

市民は行政に要望を行い、行政がそれを負託して実施するというこれまでの広聴と施策遂行のあり方から脱却し、市民は行政に責任ある提案を行い、行政はそれを受け入れ、共に考えあって実行していくという方向へ転換する必要があります。

施策や事業の計画・立案・実施・評価などの各段階に市民の意見を取り入れるとともに、そのために必要な措置を実施すること。

行政は、施策や事業の計画・立案・実施・評価の各段階において、市民が参画できようような方法の確保と環境整備を行うことが必要です。

例えば、アンケート、意見公募、ワークショップ、協働のための組織の設置、事業の委託・受託（施設運営等）、市民・行政職員の能力開発、市民参画への窓口の設置などが考えられます。

また今後は、より充実した市民参画を行うため、市民と行政とがともに研究し、考え、施策を実施していけるような機会や場を設置することが必要です。

例えば、必要とされるテーマ毎の市民と行政との協議（話し合い）、協働についての実態調査、市民と行政の協働推進事例についての研究会の実施などです。

< 市民と市民のパートナーシップ >

14

市民活動促進の環境整備

市民と市民の間でパートナーシップが発揮され、市民活動が活発化するように環境整備を行うこと。

行政は、行政自体では提供することが困難な公益（社会的使命・ミッション）を実現しようとする市民や市民活動団体に対し、公平性や活動の自律性を尊重しつつ、その活動が促進されるよう様々な環境整備を行う必要があります。

例えば、学習機会の提供、人材の育成、ファンド（基金）の活用、税制優遇措置、公共的空間の活用、情報紙の発行、市民活動支援組織（中間支援組織等）創設やネットワーク化への支援、相談窓口の設置、助成制度による自立支援などが考えられます。

< 実効性の確保 >

15

報告

市民参画の進展の状況について定期的に市民に調査報告すること。行政は意識調査を実施するなど市民意見の積極的な把握を継続して実施すること。

行政は、市民参画社会がより一層進展するように、各種の調査により市民参画の進展状況の把握と評価に努め、年次白書やレポートを公表し、市民参画が実際どの程度行われているか市民に知らせる必要があります。

市民参画の促進に関し必要な事項を審議し評価するための機関を設置すること。

行政は、次の目的のための機関（審議会または協議会）を、公募委員を含める形で設置することが必要です。

1. 市全体として市民参画がどのように進展しているかをチェック・評価する機能
2. 団体の自律性を尊重しながら、公平な支援を行っているかをチェック・評価する機能
3. ニーズ・意識調査機能

条例は定期的に見直すこと。

市民参画の進捗状況や社会状況などを踏まえ、時代に適合するように条例の見直しを行う必要があります。

4．議会との関係

条例制定により、施策の各段階においてより活発な市民参加が促され、民意が十分に反映された市政運営が行われることを目標にしています。

市政運営の要（両輪）である議会においても、より高度な見地からの調整と見通しを持った決定を行うという役割は、一層重要度を増していくものと思われます。また、議会の活動においても、できる限り市民や市民活動団体との協働が進展していくことを望んでいます。

この結果、地方自治の本旨である住民自治の実現がより確実なものとなるものと考えます。

5. 実効性を確保するために

条例制定後、条例が実効性を保ち、条例が「絵に描いた餅」とならないように、次のことに留意する必要があります。

(1) 条例の表現について

親しみやすくわかりやすい文章表現を用い、キーワード化を進めることによって誰もが理解できるようにする必要があります。

(2) 条例の広報について

条例のパンフレット化など幅広い広報を行い、市民参画に対する市民の理解を深める必要があります。

(3) 施策について

(ア) 市民と行政のパートナーシップを実現するために

市報等の広報の見直し

施策実施時における市民活動団体と行政との協働の場の設置

審議会における公募率や男女比率の設定

(イ) 市民と市民のパートナーシップを実現するために

公民館等の既存施設の有効活用

学習機会の提供

市民相互のネットワーク化・情報共有化の促進

(ウ) その他

市民参画・市民活動に関する調査や情報収集と白書やレポートの作成

市民の声を行政施策に反映させるための市民参画の窓口の設置

<おわりに>

本年2月8日の第1回審議以来、本会は11回にわたり審議を重ねてきました。内容の重要さに比べて、審議期間が短すぎたのではないかと、一般市民が参加するフォーラムをもっと開くべきではなかったか、などの今後考慮されるべき問題点は残されましたが、終始、熱気にあふれた審議が行われ、予定時間を超えることもしばしばでした。それは、この画期的な条例を市民みずからの手で作り上げようとする各委員の強い使命感や熱意の現れでした。また、議論を整理し、形あるものにしていった事務局（市職員）の手際良い働きにも助けられました。

8月31日の市民フォーラムの充実とあわせて考えれば、このような条例作成のプロセスそのものが「市民参画」のあるべき姿を象徴していると言えることができるでしょう。

本条例の作成と実行が、市民意識、行政意識を高め、下関の新しいまちづくりの原動力となることを願ってやみません。

本審議会の主旨を考慮し、本会では議事録概要や使用した資料は市民活動課での縦覧や市のホームページ掲載など、原則的に市民に公開する方針を取りました。同時に電子メールでの意見提出や、市民フォーラムへの申し込み受付など新しい手法も試みました。

これらの試みに対する反応はまだまだ少なく、大きな成果があったとはいえませんが、このようなオープンなあり方が、今後の各種審議会のモデルケースになるものであってほしいと願うものです。

市民参画条例（仮称）策定スケジュール

平成13年

12月

審議会委員の公募・意見の公募

平成14年

2月 8日

第1回

委員委嘱、市の取組状況説明等

3月17日

第2回

市民参画条例（仮称）策定開始講演会開催

於：下関市民センター

参加者：約60名

・講演会

講師：NPOふくおか副理事長 安立清史氏（九州大学助教授）

演題：『市民参画と市民活動』

・市民活動団体情報交換会

4月20日

第3回

自由討論

6月 1日

第4回

自由討論

6月30日

第5回

条例設置への流れや項目を検討

7月22日

第6回

条例骨子（案）を検討

8月 7日

第7回

フォーラムについて検討

8月31日

第8回

市民参画条例（仮称）策定フォーラム開催

於：梅光学院大学

参加者：約120名

・ワークショップ

・団体情報交換

9月27日

第9回

提言項目を検討

10月 4日

第10回

提言項目を検討

10月21日

第11回

提言書の内容を確認

10月28日

市長への意見の提出

市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ

行政と市民の関係をめぐる下関市の現状 ~ 施策:行政 ^{←一方向的} 市民 要望・告発:市民 ^{←一方向的} 行政

市民ニーズの多様化に行政が対応できない
 地域社会の崩壊
 行政に依存しすぎ
 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきている
 福祉を始め色々な分野で地域（市民活動）が大きなウェイトを占め始めている
 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO と思われる場合もあり、役割分担が必要

市民活動の新たな動き ~ NPOやボランティア団体等

環境、福祉、教育、まちづくり、コミュニティ形成、男女共同参画、国際交流等に関する団体の取組

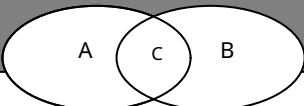
現在の市民参加のための施策 ~ パートナーシップ確立のめばえ

- (1) 市民の意見を広く集める（ふれあいティータイム、Eメール、ハガキ等）
- (2) 政策立案時に市民の意見を聞く（アンケート、意見の公募、審議会等の設置、ワークショップ等）
- (3) 政策実行時に市民の参加や協働を求める（市民活動団体への業務委託、ワークショップ等）
- (4) 事務事業評価（試行・検討）
- (5) 情報の公開・提供（情報公開条例、出前講座等）
- (6) 審議会の公募
- (7) 市民活動団体への支援

課題 ~ 市民参画型行政への道筋

<p>解決の方向</p>	<p>c 市民の意識を高めあうことが必要</p> <p>c 市民と行政とは協働の関係を追及しなければならない</p> <p>c 市民と行政が協働するための指針・基準・ルール・共通認識が必要</p>	<p>A 施策の出発点からの参画を希望</p> <p>A 既に決定していることに対して参加するのは参画ではない</p>
		<p>B 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになるべき</p> <p>B 現在の市民活動には 1. 資金、2. 場所、3. 横のつながり、4. 広報がネック</p>

仕組みづくり ~ パートナーシップ（協働）の確立に向けて



市民参画条例（仮称）

2つの手法

- A 市民と行政のパートナーシップ~市民の市政への参画の促進
 市政の中(施策の決定のプロセス)に市民が参画する
- B 市民と市民のパートナーシップ~市民のまちづくりへの参画の促進
 市民活動を活性化し、市民参画を促す

市民参画条例（仮称）策定審議会委員

	氏名	所属団体・職業等
会 長	中野新治	梅光学院大学女子短期大学部学長
副会長	坂本紘二	下関市立大学教授
委 員	松田武男	下関市連合自治会
	伊藤幹子	下関市連合婦人会
	園田洋子	下関市女性団体連絡協議会
	石川啓	下関市社会福祉協議会
	中村英夫	社団法人下関青年会議所
	高田昌幸	NPO 法人発憤の会
	吉田清志	NPO 法人子ども劇場下関センター
	大賀好子	下関市消費者の会
	廣崎節子	下関地域環境パートナーシップ会議「エコプラザ・下関」
	小田義則	
	河野通雄	
	高田倫子	下関市立大学学生
	米本宗弘	同上

構成	{	学識経験者	2名
		市民活動団体推薦	6名
		公募委員	7名

平均年齢 52.4歳（最高齢70歳、最年少20歳）

性 別 男性10名、女性5名（女性の比率33.3%）